

NEWS RELEASE

2018-17

2019.01.24

精算機における回数券とICOCA等を組み合わせた利用について

阪急電鉄株式会社では、ICOCAおよびICOCA定期券の発売を機に、精算機において回数券とICOCAやICOCA定期券を組み合わせてご利用いただけるようになりますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開始日

2019年3月1日(金)

2. ご利用方法

- ・回数券で乗車して乗り越した際に、精算機でICOCAやICOCA定期券を組み合わせてご利用いただけます。
- ・ICOCA定期券の定期券区間内から乗車して定期券区間外まで乗り越した際に、精算機で回数券を組み合わせてご利用いただけます。

3. その他

- ・阪急線(神戸高速線を除く)内での乗降のみ、ご利用いただけます。
- ・回数券は、阪急線の回数券のみご利用いただけます。
神戸高速線や他社との連絡回数券は対象外です。
- ・ICOCA以外の全国相互利用が可能なプリペイド式の交通系ICカードもご利用いただけます。
PiTaPaや特別割引用ICカードは対象外です。
- ・回数券とICカードの組み合わせは、それぞれ1枚のみとなります。

※「ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

以上